	一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	ＣＣ
一六・〇五		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
	一六〇五・一〇	かに	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
	一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン	ＣＣ
	一六〇五・三〇	ロブスター	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
	一六〇五・四〇	その他の甲殻類	ＣＣ
	一六〇五・九〇	その他のもの	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
第一七類			
一七・〇一		甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）	ＣＣ（第一二類からの変更を除く。）
		糖類及び砂糖菓子	
一七・〇二		その他の糖類（化学的に純粋なものとし、固体のものに限る。）、糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	
		乳糖及び乳糖水	
	一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）
	一七〇二・一九	その他のもの	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）
	一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	ＣＣ
	一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	ＣＣ
	一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	ＣＣ
	一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	ＣＣ（第一一類又は第一二類からの変更を除く。）
	一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	ＣＣ（第一一類又は第一二類からの変更を除く。）
	一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）	ＣＣ
一七・〇三		糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	ＣＣ（第一二類からの変更を除く。）
一七・〇四		砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	ＣＣ
第一八類			
		ココア及びその調製品	ＣＣ

第一九類			
	一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ
	一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクスクス（調製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ
	一九・〇三	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
	一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えばコーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ
	一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
	一九〇五・一〇	クリスプブレッド	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
	一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
		スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	
	一九〇五・三一	スイートビスケット	ＣＣ
	一九〇五・三二	ワッフル及びウエハー	ＣＣ
	一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
	一九〇五・九〇	その他のもの	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
第二〇類			
	二〇・〇一	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	
		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）
	二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
	二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）